

◎ 被扶養者の認定に必要となる証拠書類

任意継続組合員用

※被扶養者がいる場合に提出してください。

		被扶養者	証拠書類
全員提出	①	被扶養者が同居の場合	住民票の写し ・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ・世帯主及び世帯主との続柄が記載されたもの ・生年月日が記載されたもの ・発行日が提出日より３ヶ月以内のもの
		日本国内に住所を有する者	住民票の写し ・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ・世帯主である場合はその旨が、世帯主でない場合は世帯主との続柄が記載されたもの ・本籍、筆頭者及び生年月日が記載されたもの ・発行日が提出日より３ヶ月以内のもの
		被扶養者が別居の場合 日本国内に住所を有しない者	次の書類の写し なお、書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文の添付が必要である。 ア 留学生：査証、学生証、在学証明書、入学証明書 イ 組合員に同行する者：査証、海外の公的機関が発行する居住証明書 ウ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に渡航する者：査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書
被扶養者の状況により①に追加して提出	②	学校教育法第１条（夜間、通信制等を除く。）の学生	在学証明書（※３か月以内に作成されたもの）又は非課税証明書 ただし、満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者は不要
	③	病気又は負傷のため就労能力を失っている者	医師の診断書（※３か月以内に作成されたもの）又は非課税証明書
	④	離職により所得がない者	離職証明書、辞令書又は雇用保険被保険者離職票
	⑤	②～④以外で所得がない者	非課税証明書 ※市区町村が発行する証明書
	⑥	組合員と同一世帯要件が必要ない者 （組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）	戸籍謄本（抄本）又は続柄の記載のある住民票写し（住民票記載事項証明書）
		組合員と同一世帯に属することが要件となる者 （組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の者）	世帯全体の住民票の写し ※３か月以内に作成されたもの
	⑦	他の扶養義務者の確認が必要な者	
		ア 夫婦で共同して扶養義務を負う者（子等） （配偶者が国民健康保険の被保険者である場合に限る）	配偶者の直近の年間所得が分かる書面 （確定申告書控えの写し、所得証明書、収入及び支出の明細書等）
		イ 配偶者、子及び同居の父母以外の者	次の⑦及び④をいずれも提出する。 ⑦ 扶養義務者を確認できる戸籍（除籍）謄本 ④ 扶養協議書又は他の扶養義務者による扶養状況申立書
	⑧	組合員（その配偶者を含む。）と別居している者 （②又は③の子を除く。）	次の⑦及び④をいずれも提出する。 ⑦ 生計費の振込明細書（預金通帳写し） ④ 被扶養者の生計費受領状況申立書
	⑨	所得がある者【年額１３０万円（１９歳以上２３歳未満（組合員の配偶者を除く）である場合１５０万円、障害年金受給者又は６０歳以上の公的年金受給者である場合１８０万円）未満】	所得の詳細が分かるように以下の書類等を提出する。
		ア 給与所得	雇用契約書の写し、給与明細書の写し、源泉徴収票の写し ※人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増によって、所得限度額を超える場合には「事業主の発行する被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」
		イ 事業所得	確定申告書写し、所得証明書、収入及び支出の明細書
		ウ 年金（私的年金を含む。）所得	年金証書、年金額改定通知書
		エ その他の所得	雇用保険受給者資格証（両面）、その他所得額が分かる書類